

第3期 岩手県地域福祉支援計画

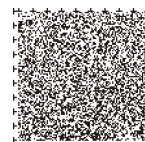
【概要版】

～ 互いに認め合い、共に支え合いながら、
誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域社会の実現 ～



このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」で、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

音声コード



平成31年3月
岩手県

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 県では、平成21年3月、岩手県地域福祉支援計画を策定し、「互いに認め合い、共に支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。
- 計画策定以降も、少子化等の影響による人口減少や高齢化や過疎化の進行等により、地域の支え合いや助け合いなどの相互扶助機能が弱体化するとともに、子どもの貧困やダブルケア、生活困窮者など、地域住民が抱える課題や福祉ニーズは多様化・複合化しています。
- 東日本大震災津波による被災地では、人口減少や高齢化、生活環境の変化などの課題があり、中長期的な見守り支援体制の充実や、新たな「福祉コミュニティ」づくりが求められています。
- 国では、「地域共生社会」の実現に向け、高齢者や障がい者、子どもなどを包括的に支援するための体制づくりや、住民主体の相互に支え合う地域づくりの取組が進められています。
- こうした状況の変化等を踏まえ、ソーシャル・インクルージョンに基づいた地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てる、岩手らしい地域福祉を推進するため、第3期計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画であり、県の地域福祉推進の理念、基本方針を示すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から地域福祉の推進を支援する計画です。
- 県民、地域団体、福祉事業者、市町村等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本的方向を示す計画です。

3 計画の期間

計画の期間は、平成31(2019)年度から2023年度までの5か年とします。

II 地域福祉を取り巻く状況

1 人口減少と高齢化の進行

◇人口の推移

本県の総人口は、2025年には、116万人まで減少し、高齢化率は35.6%と見込まれています。

◇世帯の状況

一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯を合わせた割合は、2025年には、全世帯の26%まで上昇するものと見込まれています。

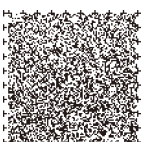
2 市町村地域福祉計画の策定状況

県内33市町村のうち、平成29年度末現在で、28市町村において、地域福祉計画を策定し、施策に取り組んでいます。

◇地域福祉計画を策定し、施策に取り組んでいる市町村数(累計)

計画策定時の状況 (H26)	年度目標値 (下段：実績値)			計画目標値 (H30)
	H27	H28	H29	
21市町村	24市町村 (25市町村)	27市町村 (27市町村)	30市町村 (28市町村)	33市町村

〔いわて県民計画(アクションプラン)の目標値の達成状況〕



Ⅲ 計画の基本的考え方

1 基本理念

～「互いに認め合い、共に支え合いながら、
誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域社会の実現」～

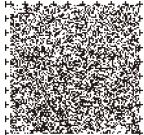
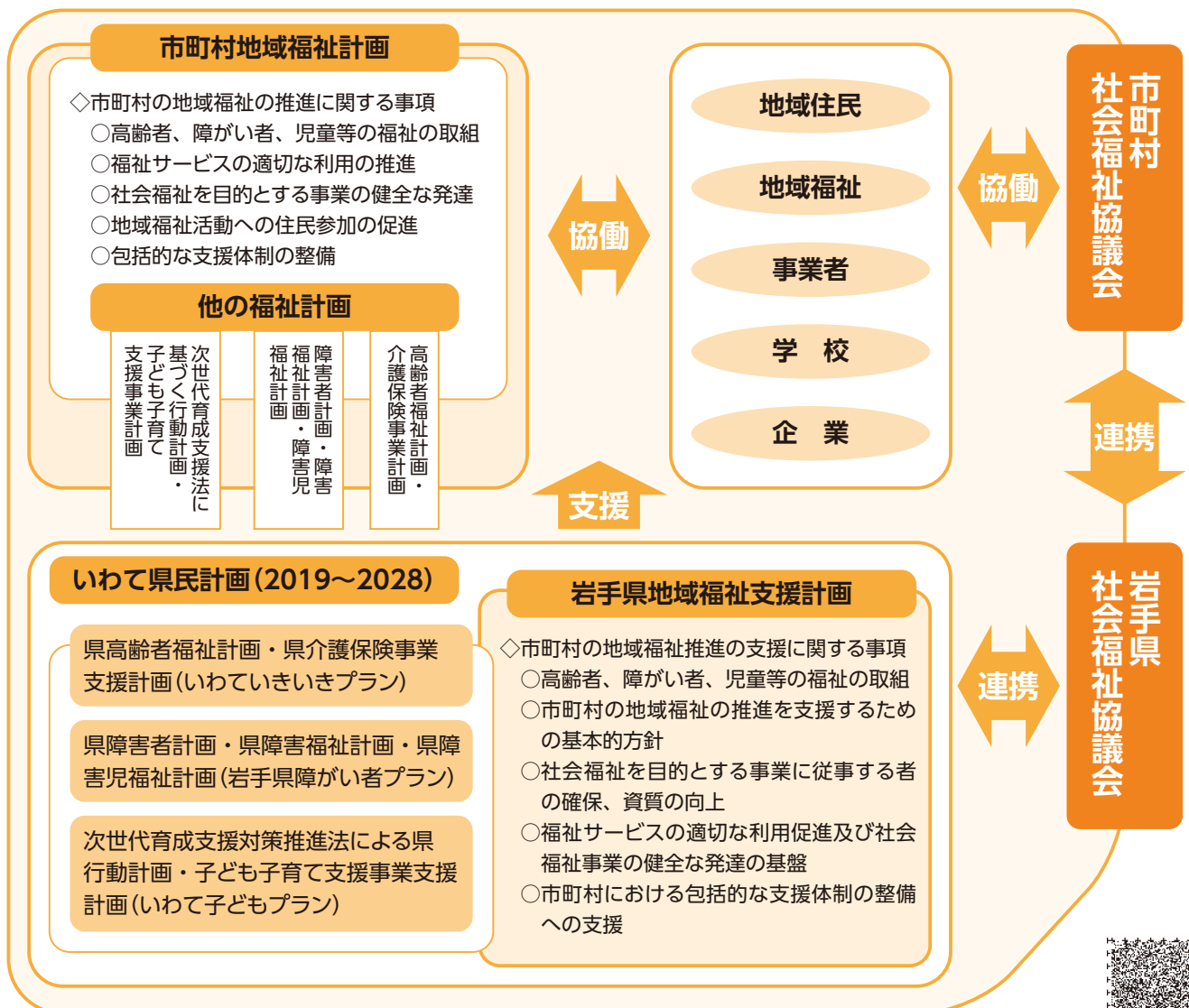
2 基本方針

県民誰もが、身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に生活するという考え方(ソーシャル・インクルージョン)に基づいた地域社会の実現

3 施策の基本方向

- (1) 市町村の体制づくり
- (2) 福祉を支える人づくり
- (3) 福祉サービス提供の仕組みづくり
- (4) 福祉でまちづくり
- (5) 被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援

計画の概念図



Ⅳ 施策の基本方向

1 市町村の体制づくり

(1) 地域福祉計画の推進体制

市町村が、住民の主体的な参画を得て、社会福祉協議会等との連携により計画を策定し、地域の福祉課題の解決に向けて、多職種・多機関との協働による地域福祉の取組が推進されるよう支援します。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援

住民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、多機関の連携による総合相談窓口の設置や各相談機関によるアウトリーチの支援など、市町村における包括的な支援体制づくりを支援します。

取組事例紹介

多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組(矢巾町)

矢巾町では、平成28年度から国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築」を実施し、複雑化・多様化する住民課題に対応する総合相談支援体制の構築を図っています。



相談支援包括化推進会議の様子

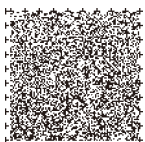
2 福祉を支える人づくり

(1) 地域福祉を担う人材の育成

社会福祉事業従事者や福祉行政職員をはじめ、多様な福祉ニーズに対応するため、地域の社会資源を活用・調整する地域福祉活動コーディネーターや、福祉活動を行う住民団体、ボランティア団体、NPO等、多様な地域福祉活動の担い手の確保・育成を図ります。

(2) 地域福祉の意識の醸成

住民一人ひとりが、地域福祉の主体として、生活上の困難を抱える人を理解し認め合い、お互いに支え合いながら、共に生きるという考えを学習できる機会を創出し、福祉の意識の醸成を図ります。



①各地域への地域福祉コーディネーターの配置(花巻市社会福祉協議会)

花巻市社会福祉協議会では、平成26年から市内10地区(支部)に「地域福祉コーディネーター(CSW)」を配置し、地域に出向いて生活課題や地域課題を掘り起こし、地域の関係団体等と連携し、課題解決に向けてネットワークづくりや福祉サービスの開発・実施など、地域住民との協働による新たな地域福祉づくりを進めています。



CSW会議の様子

②学生ボランティアによる支援活動(いわてGINGA-NET)

いわてGINGA-NETでは、学生ボランティアによる東日本大震災津波の被災地での復興支援活動を行っているほか、「いわて学生ボランティアネットワーク事業」により県内の学生ボランティア間のつながりを支援しており、「いわて学生コミュニティカフェ」では、様々なボランティア活動に取り組む学生たちが、語り合いを通じて交流・情報交換を行い、大学の枠を超えた新たな出会い・取組の生まれるきっかけの場となっています。



学生ボランティアの様子

3 福祉サービス提供の仕組みづくり

(1) 地域トータルケアシステムの構築

住民が身近なところで気軽に相談でき、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などのサービスがインフォーマルな支援を含め、総合的に提供される「地域トータルケアシステムの構築」を促進します。

○主な取組

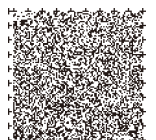
- ・相談支援のワンストップ体制の整備促進
- ・市町村の相談支援機能、ケアマネジメント機能の充実

(2) 高齢者・障がい者への福祉サービスの推進

高齢者や障がい者が、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアのまちづくりや障がい福祉サービスの整備を推進します。

(3) 子育て家庭への支援と子どもの健全育成

安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や、子どもの貧困対策など子どもが健やかに成長できる環境を整備します。



(4) 誰もが安心して生活できる地域づくり

民生委員・児童委員の活動の充実・強化、地域住民による見守り、生活困窮者や引きこもりへの支援、自殺対策の推進など、地域で支援を必要としている人を孤立させない地域づくりを目指します。

○主な取組

- ・ 民生委員、児童委員活動の充実、強化
- ・ 社会的孤立の防止
- ・ 見守り体制の充実、強化
- ・ 生活困窮者の自立支援の推進

(5) 権利擁護の推進

高齢者、障がい者、児童の虐待防止や、判断能力が十分でない人に対する日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進、障がい者への不利益な取扱いの解消などの権利擁護を推進します。

(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上

住民が質の高い福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス情報の提供、苦情解決制度の利用、福祉サービス事業者の第三者評価の活用など、サービス向上の取組を促進します。

取組事例紹介

① 岩泉よりそい・みらいネットによる多機関協働の相談支援(岩泉町)

岩泉町では、平成29年度から国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築」に取り組み、福祉以外の部門も含めた地域住民の相談を受け止める場づくりや、弁護士や社会福祉士、相談支援専門員などの専門職による週一回の生活相談窓口の設置のほか、地域の関係機関との情報共有及び近隣市町村の関係機関と連絡調整を行っています。



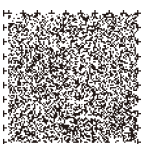
訪問相談の様子

② 地域のトータルケアサービスをめざして(ケアセンター南昌)

センターの設置主体は、医療法人社団帰厚堂と社会福祉法人敬愛会で、5階建のビルには、診療所、こずかたこども園、介護老人保健施設、世代間交流センターが入っており、医療と介護の連携、幼児と高齢者の交流、地域住民の福祉を学ぶ場としての活用など、分野や世代・対象者を越えた地域福祉推進の拠点となっています。



幼児と入居者の交流の様子



4 福祉でまちづくり

(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり

住民が主体となった地域福祉を進めるため、高齢者など地域で支援を必要とする方々の日常生活を住民参加により支援する、住民が主体となった「福祉でまちづくり」を進めます。

○主な取組

- ・住民参加による生活支援サービスの提供
- ・地域福祉活動コーディネーターによる住民活動への支援
- ・避難行動要支援者、被災者の支援 ・ユニバーサルデザインの普及・促進

(2) 多様な主体による地域福祉の取組

多様な福祉活動を展開するボランティアやNPOを支援するとともに、社会福祉法人の地域貢献活動や農福連携など民間事業者との連携、企業の社会貢献活動の促進を図ります。

(3) 地域の福祉活動への各種基金等の活用

ボランティアやNPOなどが地域でスムーズに活動できるよう、各種基金・民間資金の情報提供、共同募金や歳末たすけあい等の寄付の促進など、地域福祉活動への活用を支援します。

取組事例紹介

①地域力強化推進事業による住民主体の地域づくり(盛岡市)

盛岡市では、平成29年度から国のモデル事業である「地域力強化推進事業」を実施し、市内3地区で取り組んでいます。

うち杜陵地区では、マンション住民との交流がないなどの声が聞かれたことから、マンションサミットを開催し、マンション理事や管理人、民生児童委員、町内会役員を対象に、防災をテーマに話し合う場を設けました。



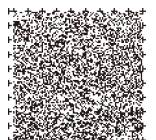
マンションサミットの様子

②インクル子ども食堂の取組(インクルいわて)

インクルいわてでは、子どもや地域住民等を対象とした、包括的支援機能を持つ「インクルこども食堂」を実施し、子どもの居場所づくりという一般的な子ども食堂の機能に加えて、①相談対応、②孤立の緩和、③地域の理解促進という機能を持つ、子ども食堂を実施することで、子ども達とその親を包括的に支援しています。



インクルこども食堂の様子



5 被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援

(1) 被災者の安心の確保と生活支援

市町村や社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携し、被災者の生活再建のステージに応じた見守り支援やコミュニティ形成など、被災者の中長期的な見守り支援体制の充実を促進します。

(2) 新たな福祉コミュニティの形成支援

新たな生活環境においても、住民同士が共に支え合いながら、安心して暮らすため、被災地における新たな福祉コミュニティづくりを支援します。

(3) 人材の確保・育成

被災地の新たな福祉コミュニティ構築のため、福祉・介護従事者や地域住民による地域づくりの担い手、福祉ボランティアなど被災者支援に従事する人材の確保・育成を支援します。

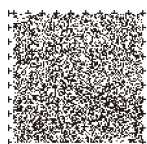
取組事例紹介

住民ボランティアによる見守り隊(中妻地区見守り隊(釜石市社会福祉協議会))

釜石市中妻地区では、平成31年4月より、小学生の登下校の見守りや地域の高齢者の見守りを行うボランティアグループ「中妻地区見守り隊」を発足し、買物や散歩のついでにビブスを着用して地域を歩いてもらい、児童の登下校や高齢者を気にかける緩やかな見守りを行っています。



中妻地区見守り隊の活動の様子



第3期 岩手県地域福祉支援計画【概要版】

岩手県 保健福祉部 地域福祉課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL019-629-5421 FAX019-629-5429